

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>若年妊婦等予期せぬ妊娠をした女性を対象に、SNSを活用した相談やアウトリーチ型の支援により、本人の意思決定を促すとともに、産科受診同行など寄り添った支援を行う。また、出産しないと決断した者に対して、将来に希望が持てる社会生活・学校生活への復帰を促すための支援や、適切な性教育等を実施するものである。本事業の実施にあたっては、若年妊婦等望まない妊娠に対する相談支援ができる組織体制が整っており、かつ経験のある相談員がいること、産婦人科や福祉施設等関係機関とのネットワークが構築されていることが求められる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>社会福祉法人日本児童育成園（乳幼児ホームありあ）は、社会福祉法人格を有し、親が育てられない子どもを保護する乳幼児ホーム経営の実績があるほか、望まない妊娠相談を実践し、経験と知識がある。</p> <p>このような団体は、県内には、社会福祉法人日本児童育成園及び社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会が存在しており、それぞれ岐阜市と中津川市に所在している。</p> <p>望まない妊娠に関する相談等については、迅速な対応が求められることから、遠方に所在する団体はそぐわない。岐阜・西濃・中濃圏域における支援は、社会福祉法人日本児童育成園が適切と考えられる。</p> <p>（東濃・飛騨地域については社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会に委託。）</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。